

議会基本条例各条文案

【 1 - 3 基本方針】

A 案	<p>議会は、(前条の)基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めること。</p> <p>(2) 市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。</p> <p>(3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。</p> <p>(4) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営について監視及び評価を行うこと。</p> <p>(5) 積極的に政策立案又は政策提言に取り組み、本市の政策を決定すること。</p> <p>(6) 議会改革の推進に努めること。</p>
B 案	